

証券コード 5129
2025年11月11日
(電子提供措置の開始日2025年11月4日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
株式会社 F I X E R
代表取締役社長 松 岡 清 一

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会といたします。ご出席の方法は、6頁【ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内】をご参照ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.fixer.co.jp/ir/meeting/>)



東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



※当社名 (FIXER) 又は証券コード (5129) を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年11月25日（火曜日）19時までには到着するよう、ご返送いただくか、2025年11月25日（火曜日）19時までには電磁的方法（インターネット等）で事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午後 1 時30分（午後1時より受付開始）
2. 場 所 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館 24階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. U R L <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



4. 目的事項 報告事項

1. 第16期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

【株主提案】

- 第6号議案 定款一部変更の件（バーチャルオンリー株主総会の実施禁止の件）
- 第7号議案 代表取締役の報酬削減の件
- 第8号議案 取締役1名解任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、6頁以下の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内」をご参照ください。
 - ◎インターネットからの株主総会へのご出席は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令に基づき、下記の項目を記載しておりません。
したがって、当該書面に記載された内容は、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査役会の監査報告書

インターネット又は郵送による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2025年11月25日（火曜日）19時までにご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使

(1) 議決権行使サイトへのアクセス

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

(2) 議案に対する賛否のご入力

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）  **0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社東京証券取引所が運営主体となる議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただくことができます。

以上

※1 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 QRコードを読み取る機能が導入されていることが必要です。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会にご出席いただけるよう、以下のとおりオンラインサイトを活用した「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」を開催いたします。「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」への出席は、会社法上の「出席」として取扱われます。

株主総会当日にインターネットからご出席いただくことにより、ライブ配信による本株主総会の議事進行のご視聴、ご質問・動議及び議決権行使が可能です。ただし、インターネットでご出席の場合、システムの都合上、会場出席の株主様と完全に同じお取扱いとはならない点がございますこと、予めご了承ください。

2. 議決権の行使及び事前の議決権行使の効力の取扱い

書面またはインターネットによる事前の議決権行使のほか、当日ライブ視聴画面内より議決権行使が可能です。なお、本株主総会における議決権行使のお取扱いは以下のとおりといたします。

本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）棄権となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、賛否をご表示ください。

3. オンライン出席に際して必要となる事項 推奨視聴環境は以下のとおりです。

推奨視聴環境

	PC		スマートフォン		
	Windows	Mac	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	macOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome Microsoft Edge (Chromium)	Safari Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。

4. ご質問及び動議について

当日ライブ視聴画面内より、テキストメッセージを送信いただく形でご質問いただくことが可能です。

ご質問につきましては、株主様おひとりにつき1問、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。いただいたご質問の全てに回答できない場合がありますので、予めご了承ください。いただいたご質問は、本定時株主総会の目的事項に関する質問であり、かつ他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、株主様おひとりにつき1回、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。なお、当日、ご質問及び動議につきましては、株主総会開会直後から受け付けることを予定しておりますが、円滑な議事進行の観点から、議長において、受付終了時間の設定や対応時期の判断等をさせていただきます可能性がございますので、予めご了承ください。

また、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本定時株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やハイブリッド出席型バーチャル株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

5. 代理出席の取扱いについて

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って2025年11月25日（火曜日）19時までに、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

株式会社FIXER 株主総会運営事務局宛

メールアドレス：ir@fixer.co.jp

※ご返信先のメールアドレスを必ずご記載ください。

※件名に株主総会代理出席の件と記載をお願いいたします。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

オンライン上からご出席いただきますと、当日ライブ配信にて株主総会の議事の様子をご視聴いただきながら、ご質問等及び議決権行使が可能です。

本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2025年11月26日となります。

配信日時：2025年11月26日（水曜日）午後1時半より

（ログイン開始時間 午後1時）

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

1. QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）
議決権行使書裏面に印字されたQRコード をスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きを
簡易にご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、
当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID：9999-9999-9999-999 《
《 パスワード：999999 《

**スマート
フォン** QRコード読み

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り
ます。
○インターネットにより議決権行使された場合には、
その行使を優先します。インターネットによる行使内容
を変更される場合は、インターネットによりあらためて
議決権行使をお願いします。

○この場合は、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書記載の株主総会口頭決はご利用に
ならないようにお願いいたします。

読み取り

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金を受取人証郵便
郵便はがき
137-8683
発行有効期間
日まで

2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きを
簡易上までご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、
当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン
①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
https://engagement-portal.tr.mufg.jp
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン
《 ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999 》

スマートフォン QRコード読み込み
スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、
その行使を優先します。インターネットによる行使内容
を要する場合は、インターネットによりあらためて
議決権行使をお願いします。

○このほか、切手などでお申し込みください。
○議決権行使書記載の株主総会日以降はご使用に
ならないようにお願いいたします。

〒100-0001 東京都千代田区千代田
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

郵便はがき
137-8683

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁
パスワード

② ☐ 利用規約に同意する

③ ログイン

④ よくあるご質問はこちら

3. 事前質問について

株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。事前質問の受付期間は、本招集通知到着時～2025年11月20日（木曜日）17時までとなります。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタン をクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」 ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」 ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック、し「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット出席にかかるご留意事項】

- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ・SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. お問い合わせについて

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 （通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで）

【ライブ配信（動画プレイヤーの視聴不具合等）に関するお問い合わせ】

TEL 03-4335-8059

株式会社バイキューブ

（総会当日9時～株主総会終了時まで）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、「Technology to FIX your challenges ～FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する～」というビジョンの下、クラウドとAIを主軸に、政府官公庁、金融、医療といった社会基盤を支えるお客様へDXソリューションを開発・提供してまいりました。

これまで当社は、監査役会設置会社として、取締役会による業務執行の監督及び監査役・監査役会による監査を通じて、経営の健全性と透明性の確保に努め、ガバナンスの有効性についても評価されております。

しかしながら、当社が事業を展開するIT業界、とりわけ生成AI分野におきましては、技術革新が加速度的に進展しており、事業環境はめまぐるしく変化しております。こうした変化に的確に対応し、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層高めるとともに、これまで以上に迅速かつ果断な意思決定が不可欠であると認識しております。

つきましては、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性を向上させると同時に、取締役会から業務執行取締役への権限委譲を促進し、経営の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行させていただくことにしました。

本移行により、新しい経営体制、ガバナンス体制の下、変化の激しい事業環境において、企業価値の更なる向上に努めてまいる所存です。

その他、法令の表現に合わせて文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において、選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>4名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> (現行通り)

現行定款	変更案
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(任期) 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 増員または補欠として選任された<u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、<u>他の監査等委員でない</u>在任取締役の任期の満了する時までとする。 4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第24条 (条文省略) (報酬等) 第25条 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下，「報酬等」という。)は，株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第26条 (条文省略)	(取締役会規程) 第25条 (現行通り) (報酬等) 第26条 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下，「報酬等」という。)は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第27条 (現行通り)

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第27条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会において、選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める「<u>監査役会規程</u>」による。 (報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第29条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除) (削除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第35条</u> (条文省略) (任期) <u>第36条</u> (条文省略) (報酬等) <u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得てこれを定める。 (責任限定契約) <u>第38条</u> (条文省略) 第7章 計算 (事業年度) <u>第39条</u> (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関) <u>第40条</u> (条文省略) (剰余金の配当の基準日) <u>第41条</u> (条文省略) (配当の除斥期間) <u>第42条</u> (条文省略)	第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第30条</u> (現行通り) (任期) <u>第31条</u> (現行通り) (報酬等) <u>第32条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。 (責任限定契約) <u>第33条</u> (現行通り) 第7章 計算 (事業年度) <u>第34条</u> (現行通り) (剰余金の配当等の決定機関) <u>第35条</u> (現行通り) (剰余金の配当の基準日) <u>第36条</u> (現行通り) (配当の除斥期間) <u>第37条</u> (現行通り)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役5名(うち社外取締役3名)は、任期満了により退任となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1 (再任)	まつ おか せい いち 松 岡 清 一 (1969年10月12日生)	1994 年 4 月	野村システムズ関西株式会社（現NRIネットコム株式会社）入社	8,970,200株
		2009 年 11 月	当社代表取締役社長（現任）	
		(取締役候補者とした理由) 代表取締役である松岡清一氏は、2008年に当社を設立し、当社の現在の成長・発展を実現しました。当社を今日まで導いた豊富な業務経験と経営全般についての見識を活かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2 (再任)	いわ さき ごう 磐 前 豪 (1975年12月 9 日生)	1999 年 4 月	アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社	24,600株
		2004 年 12 月	株式会社ビービット 入社	
		2008 年 6 月	同社 執行役員	
		2018 年 5 月	当社入社HRM Divisionジェネラルマネージャー	
		2020 年 2 月	当社HR Divisionジェネラルマネージャー	
		2020 年 9 月	当社取締役 管理担当（現任）	
		(取締役候補者とした理由) 取締役である磐前豪氏は、2018年入社、2020年に取締役として就任し、当社における管理部門全般の豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松岡清一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2025年8月31日現在のものです。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役 3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1 (新任)	うめ もと ま い 梅 本 麻 衣 (1982年 9 月 8 日生)	2008 年 12 月 2009 年 1 月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 森・濱田松本法律事務所 （現 森・濱田松本法律事務所外国法共同 事業） 入所（現任）	0株
		2021 年 3 月	当社監査役就任（現任）	
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待 される役割） 梅本氏は、2021年3月より当社の監査役として経営に携わ っております。法務領域における専門的な経験を有し、客 観的な視点による有益な助言や提言は、コーポレート・ガ バナンスの強化につながるものであると考えております。		
2 (新任)	やま もと けい じ ろ う 山 本 敬 二 郎 (1980年 4 月 9 日生)	2007 年 12 月 2009 年 11 月 2019 年 3 月 2021 年 3 月 2022 年 9 月	監査法人A&Aパートナーズ入所 公認会計士登録 リンクタイズ株式会社 監査役（現任） 当社監査役就任（現任） リンクタイズホールディングス株式会社 監査役（現任）	0株
		2025 年 1 月 2025 年 7 月	山本会計事務所 所長（現任） 有限会社山本会計センター 代表取締役 （現任）	
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待 される役割） 山本氏は、2021年3月より当社の監査役として経営に携わ っております。公認会計士としての豊富な専門性に加え、 上場企業の法定監査のほか、任意監査や内部統制構築支援 など豊富な会計監査業務の経験を有し、コーポレート・ガ バナンスの強化につながるものであると考えております。		

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3 (新任)	やまぐち みつぐ 山口 貢 (1960年6月22日生)	1983年 4 月	東海テレビ放送株式会社 入社	0株
		2013年 7 月	同社 営業局長	
		2017年 7 月	同社 取締役事業局長	
		2021年 6 月	三重テレビ放送株式会社 専務取締役	
		2022年 6 月	同社 代表取締役社長	
		2025年 6 月	同社 代表取締役社長 退任	
		2025年 7 月	株式会社ドリームファクトリーライツ 代 表取締役社長（現任）	
		2025年 7 月	合同会社フルスイング 代表社員（現任）	
		2025年 7 月	クレイジーゼロ株式会社 顧問（現任）	
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待 される役割） 山口氏は、放送業界における豊富な専門的知識と、経営に おける深い知見を有しております。今後弊社が推進してい く映像事業との親和性も高く、事業展開に向けて貴重な助 言をいただけるものと期待しております。		

- (注) 1. 梅本麻衣氏、山本敬二郎氏、山口貢氏とは、特別の利害関係はありません。
2. 梅本麻衣氏、山本敬二郎氏、山口貢氏は社外取締役候補者であります。
3. 梅本麻衣氏の戸籍上の氏名は、宮原麻衣であります。
4. 梅本麻衣氏、山本敬二郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、梅本麻衣氏、山本敬二郎氏共に4年8か月となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 山本敬二郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。本議案が原案通り承認された場合、当社は山本敬二郎氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年8月17日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内(使用人兼取締役の使用人としての給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っております。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

移行に伴い、コーポレート・ガバナンス体制が強化される一方で、業務執行に係る権限及び責任が少数の取締役に集中し、その職責は重くなることが想定されております。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めるべく、引き続き年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の動向等を勘案しており、相当であるものと判断しております。

また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名(うち社外取締役3名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち社外取締役0名)となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

＜株主提案（第6号議案から第8号議案まで）＞

第6号議案から第8号議案は、株主様からのご提案によるものであります。なお、提案株主様から通知された提案の内容及び理由については、各議案毎に整理し、形式的な修正を除きそのまま記載しております。

第6号議案 定款一部変更の件（バーチャルオンリー株主総会の実施禁止の件）

1. 提案の内容

提案の内容は、次の通りであります。

現行定款	変更案
第11条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当社の株主総会は場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>	第11条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (削除)

2. 提案理由

そもそも場所の定めのない株主総会（バーチャル株主総会）はコロナ禍においての臨時的措置に始まったものであり、安全性、その他に大きな問題がある。

御社の第15回バーチャルオンリー株主総会は、質疑応答がまったく無く、会社側の一方通行に終わった。このような事があってはならない。

3. 第6号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

当会社取締役会は、株主総会が株主の皆様と当会社経営陣との間の重要な対話の場であると認識しております。

バーチャルオンリー総会は遠隔地や就業中の方にも参加機会を広げるための手段ととらえており、状況に応じて柔軟に選択できる状態にしておくことが必要と考えています。

ご指摘の第15回定時株主総会における質疑応答に関するご意見は、真摯に受け止めております。これは開催形式そのものの問題ではなく、運営方法の問題であると捉えており、障がいのある株主様への配慮やPC操作支援、質問機会の拡充など運営改善が必要だと認識しています。形式は毎年見直し、皆様のご意見を踏まえて最適な方法を検討します。

第7号議案 代表取締役の報酬削減の件

1. 提案内容

代表取締役 松岡 清一氏 の役員報酬100%カット

2. 提案理由

上場以来2年間で業績不振、株価低迷、キャッシュフローの減少などは松岡 清一氏の無謀な経営方針によるものである。多数の株主が企業に投資している。投資された資金は返金しなくてもよい会社資本。責任は重大である。株主及び社員に対してけじめとして、役員報酬の100%カットを求める。

3. 第7号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。

株主ご提案の趣旨である、現在の業績不振や株価低迷に対する経営責任につきましては、取締役会として重く受け止めております。

一方、ご提案の代表報酬の100%カットは、指揮・人材確保に大きな副作用があり慎重であるべきと考えます。

当社の取締役の個人別の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬総額の限度内において、各取締役の職責の重さ、経営成績、中長期的な企業価値向上への貢献度、さらには同業他社の報酬水準などを総合的に勘案し、報酬委員会にて決定しております。

このように客観的な指標に基づき、適正なプロセスを経て決定された報酬を、特定の個人に対して全額不支給とすることは、報酬制度の根幹を揺るがし、妥当性を欠くものと考えます。

取締役会といたしましては、株主の皆様からの厳しいご指摘を真摯に受け止め、一層の緊張感を持ち、代表取締役の松岡を中心として全社一丸となって経営課題に取り組む所存です。一日も早い業績回復と企業価値の向上を実現することこそが、株主の皆様のご期待にお応えする唯一の道であると確信しております。

第8号議案 取締役1名解任の件

1. 提案内容

取締役解任1名 竹鶴 孝太郎氏（社外を解任する）

2. 提案理由

（１） 公正な市場運営つまり、公正で透明な市場を維持することに注力している。また、市場参加者に対して公平な取引環境を提供し、適切な監督体制を確立する為に努力する。

（２） 投資家保護。東証は投資家の権利と利益を保護することを重視し、情報開示ルールの厳格な遵守や監査の強化など。また投資家が適切な情報を得ることが出来るように努める。
これが上場企業。

竹鶴 孝太郎氏は過去の職歴からして、数多くの株主総会を経験しているにも関わらず、第15回株主総会（バーチャルオンリー）のような上場企業とは思えないような一方通行の株主総会を認め、また 松岡 清一社長 の無謀な経営方針を諫める立場の社外取締役としての任を果たしていない。

3. 第8号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。

当会社取締役会として、株主様ご提案の趣旨は真摯に受け止めております。
社外取締役である竹鶴孝太郎氏は、第16期中に開催された全ての取締役会に出席されており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営方針や重要事項の決定において、積極的かつ有益なご発言・ご提言をいただいております。
また、当社の経営上の重要な意思決定は、特定の個人の判断で決定されるものではなく、取締役会において十分な議論を尽くした上で決定されております。
第15回株主総会の開催方法につきましても、竹鶴氏を含む全取締役で議論を重ねた結果、遠隔地やご多忙の株主様にも参加機会を広げ、より多くの株主様の権利行使の機会を確保する観点から、バーチャルオンリー株主総会が最善の選択であると判断したものです。

以 上

事業報告

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、日経平均株価が高水準で推移し、春闘における賃上げの継続やインバウンド需要の回復を背景に消費の底堅さが見られました。一方、米国の関税政策による通商リスクの高まりや、ウクライナ侵攻や中東地域の地政学的リスクの長期化など、外部環境の変動が企業収益や国内消費に与える影響が懸念されております。

当社グループが属する国内の情報サービス産業においては、労働人口の減少傾向や業務効率化ニーズを背景に、デジタル化の推進ニーズは旺盛です。特にアナログな事務作業のデジタル化効率化、オンプレミスで運用されているレガシーシステムのクラウド化へのニーズは非常に強く、クラウドサービス事業者への期待は持続しています。

このような環境下、当社グループはクラウドネイティブカンパニーとして、「Technology to FIX your challenges ～FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する～」をビジョンに掲げ、世界一クラウドネイティブなシステム開発力と、保守・運用を請け負うマネージドサービスの提供を通じて、日本のDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速に取り組んでまいりました。また、当社は生成AIの大きな進化を企業の成長に活かすべく、大幅な事業変革に取り組んでおります。

具体的には、プロジェクト型サービスで開発したシステムを、Microsoft Azureを中心としたパブリッククラウド上で保守・運用を請け負うマネージドサービスと、パブリッククラウドの販売を行うリセール、そしてエンタープライズ向け生成AIプラットフォーム「GaiXer」のような顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化したSaaSを提供してまいりました。「GaiXer」は、政府官公庁をはじめとするお客様のDX推進を支援しており、生成AIによる業務自動化・高度化を通じて、業務負担軽減に貢献しております。あわせて、さらなる性能強化に向け、開発を推進し、事業基盤の強化にも努めております。

プロジェクト型サービスでは大型案件の規模縮小により前期比285百万円（15.6%）の減少、リセールではHER-SYS関連の大型契約終了などの影響で前期比1,987百万円（56.9%）の減少、SaaSではエンタープライズ向け生成AIプラットフォーム「GaiXer」の契約数増加により前期比125百万円（218.3%）の増加、マネージドサービスではエンハンス開発（既存システムの追加開発や改修）が減少した影響で前期比339百万円（31.3%）の減少となりました。また、新サービスとして市場に投入した医療機関向けAIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」の提供を本格的に開始する等、更なる成長に向けて事業構造の変革に取り組んでおります。さらに今後の成長を支える人材の獲得や認知度向上を目的とした効果的な広告宣伝活動にも取り組み、前期末比31名増加し357名と大幅な増員となり、次の成長に備えるための人材の確保をいたしました。

以上の結果、売上高3,980百万円、売上総利益482百万円、営業損失1,729百万円、経常損失1,719百万円、当期純損失2,117百万円となりました。なお、当社グループは、当連結

会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は29百万円であり、その主なものは、パソコン・ネットワーク設備20百万円であります。

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループがビジョンに掲げるDX市場は、拡大しつつあります。Microsoft Azureパートナーとしての複数の受賞・認定によって裏付けられた当社の技術力と、顧客企業のDX実現を加速する企画提案力を活かした事業展開により、日本におけるDXの進展とともに、当社グループも成長してまいりたいと考えております。このような状況を踏まえ、当社グループは、次のような課題に対し計画的かつ迅速に対処してまいります。

○ クラウドビジネスの強化・拡大

当社グループは創業当時、クラウドの黎明期からエンタープライズシステムのクラウド化に特化し、パブリッククラウド市場の発展とともに成長してまいりました。昨今は、企業のDXニーズに基づくクラウドサービスの普及に加え、ライフスタイル全般のデジタルシフト等の背景もあり、パブリッククラウド市場の成長加速が見込まれます。パブリッククラウド市場の変化に伴い、これまでオンプレミス形態の事業を主軸としていた大手システム開発ベンダーなどが同市場へ参入し、競争が激化することも想定されます。

当社グループといたしましては、a.当社グループ内の更なるサービス開発体制の強化、b.Microsoftとの営業面での連携強化、c.過去の開発・運用実績の中で蓄積した技術的知見や情報資産を活用し、顧客企業に対し高い付加価値を提供しつづけることで競争の激しいクラウド市場においても高いポジションを築いてまいります。

○ 急速に進化する生成AI市場への対応

生成AI技術は、あらゆる産業において事業構造そのものを変革しうる基盤技術として、その重要性を急速に高めております。

当社は、この生成AI技術が単なる業務効率化に留まらず、人々の創造性を解放し、社会全体の生産性を飛躍させる根源的な力を持つと確信しております。

他方、生成AI技術の進化は激しく、またそのスピードも加速度的に増しております。また、国内外で多くの企業が参入し、研究開発競争やサービス化競争が激化している一方で、現在の生成AI市場は、将来の成長を見据えた先行投資が中心のフェーズにあり、短期

的な収益貢献よりも、技術基盤や人材基盤の構築が優先される状況にあります。

このような事業環境認識のもと、当社グループは、生成AIがもたらすリスクと機会を的確に見極め、次の成長の原動力とすべく、必要な経営資源を戦略的に投下してまいります。

○ 優秀な人材確保・育成による開発体制の強化

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、優秀なエンジニアをいかに多く獲得するか、及び在籍エンジニアのスキルをいかに高めていくかが重要な経営課題であると認識しております。

当社グループでは、すでに高い技術力を有するエンジニアの中途採用だけでなく、高等専門学校生を中心とした、新しい技術に対する関心の高い新卒を積極的に採用することで、クラウドネイティブな開発手法の教育や、重要案件での登用を進めております。当社グループ社員の平均年齢は28.3歳（2025年8月31日時点）であり、将来性のある若いエンジニアたちが当社の主要サービスの開発を支える体制が整いつつあります。

また、今後の注力分野である医療分野のプロジェクトなどにおいて、プロジェクトの要所で高い専門性を持つ人材が必要となる場合については、外部人材の活用を推進しております。

○ 独自サービスの強化及び技術革新への対応

新規参入が相次ぐクラウド市場において他社との競争優位性を担保するためには、技術革新への継続的な取り組みが必須であると考えております。

当社では、パブリッククラウドにおける長年の経験を通じて蓄積した、クラウドサービスの組み合わせに係る以下のノウハウや部品（汎用化したプログラム）を磨き続けております。

- ・パブリッククラウドが提供する認証サービスに、データベースサービス等を組み合わせた認証・認可基盤
- ・典型的な構成に対し、インフラの構築・設定・正常性確認の操作をプログラム化した、構築自動化ツール
- ・顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化した高付加価値生成AIサービス「GaiXer」
- ・医療文書作成支援に特化した生成AIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」

蓄積したノウハウ（クラウドサービスの組み合わせ、構築・運用自動化の技術やサービスの汎用化）に加え、パブリッククラウドベンダーとのリレーションを活かした先端技術の情報収集や、エンジニア採用・育成への投資を続けることで、技術による競争優位性を維持・拡大してまいります。

○ 事業展開のグローバル化

当社グループでは現在、国内市場における事業拡大に注力しておりますが、中長期的な視点からは、デジタル化の波がボーダーレスに進展することが予想されます。特に、当社グループの顧客企業がデジタルで先行する海外勢としてのぎを削る局面に備え、当社グループも自社サービスのグローバル展開に備えていく必要性を認識しております。

当社グループでは、Microsoft のGlobal Award受賞により、グローバル市場での認知度を向上させていることに加え、グローバルで公開されているMicrosoft Azure及びAWSのマーケットプレイスに当社の商材を登録することで、グローバル市場へのリーチを拡大しております。

○ 事業ポートフォリオの拡大・安定した収益基盤の強化

当社グループの事業は、クラウドネイティブなシステムを開発するプロジェクト型サービス、クラウドやソフトウェアのライセンスを提供するリセール、パブリッククラウドの基盤構築・運用を行うマネージドサービス、開発ノウハウを元に独自サービスを展開するSaaSという4つの事業から構成されております。

期間の決まっている「フロー」であるプロジェクト型サービスで構築したシステムを、継続的に売上の上がる「ストック」であるリセール及びマネージドサービスで預かりし運用することで、事業を拡大しております。

その上で、当社グループ独自のSaaSアプリケーションサービスを展開し、当該サービスの継続的な利用料や、付随する事業企画コンサルティング、技術検証といった支援も得ながら収益を拡大し、収益基盤の更なる安定化に寄与するサイクルを生み出してまいります。

○ 他企業との連携及び協業の推進

当社グループのサービス展開においては、問い合わせ窓口を起点とした自社営業チャネルに加え、Microsoftや広告代理店、顧客企業をチャネルとする機会創出や販売も推進しております。

Microsoftが考える製品・サービスのマーケティング戦略（どの製品・サービスを、どの業界の、どのような顧客課題に対して販売するかという、販売シナリオ）を踏まえ、当社サービスを市場に投入していくことで、効果的な営業活動を推進してまいります。

○ 認知度の向上

今後のクラウド市場の成長に伴い、競合他社との競争環境が激化することに備え、当社グループの事業成長をより一層加速させるためには、当社の企業認知度及びクラウドにおける純粋想起率（クラウドといえどと聞かれて当社が想起される割合）向上に向けた施策が必須であると考えております。

当社グループが従前から活用してきたメディア（コーポレートサイト、自社テックブログ、媒体上でのスポンサーサイト）に加えて、テレビCM・インターネット広告、ラジオ広告・プロダクトプレースメントの展開を検討してまいります。

○ 管理体制の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて創り出された「ニューノーマル」という言葉に表されるように、これまで当たり前と認識されてきた常識が変化しております。当社グループにおきましても、このような変化や今後の事業規模拡大などに対応できるよう、管理体制の強化・整備を課題の一つとして認識しております。

当社グループは事業継続の観点から、東京本社・四日市事業所・名古屋事業所を中心とした複数の事業拠点にまたがる営業・開発体制を整備しております。同時に、20代～30代の若手中心に事業を推進する社風を活かし外部環境の変化に応じたプロジェクト間での柔軟なリソースシフトを可能にしております。並行して、内部統制システムの整備を主とした内部管理体制の強化にも努めてまいります。

○ システム基盤の強化

マネージドサービスを中核としたクラウドサービス事業においては、サービスのセキュリティや安定稼働を担保することで、顧客企業の信頼度と満足度を高めることが重要であると考えております。

そのため、当社グループでは自社サービスのセキュリティ強化並びに品質向上を図る取り組みの一環として、各種の公的認証を取得しております。当社グループが取得しております公的認証はISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO/IEC 20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（クラウドセキュリティ認証）及びプライバシーマークです。

○ 財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、新規事業開発のために機動的な資金調達を実施できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを保つことを、財務上の課題として認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 (2022年8月期)	第14期 (2023年8月期)	第15期 (2024年8月期)	第16期 (当連結会計年度) (2025年8月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	3,980
経 常 損 失 (△) (百万円)	—	—	—	△1,719
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	—	—	—	△2,117
1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	—	△143.22
総 資 産 (百万円)	—	—	—	4,493
純 資 産 (百万円)	—	—	—	3,807
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	254.09

(注) 第16期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第15期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 (2022年8月期)	第14期 (2023年8月期)	第15期 (2024年8月期)	第16期 (当事業年度) (2025年8月期)
売 上 高 (百万円)	11,360	11,049	6,468	3,982
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,391	2,089	266	△1,712
当期純利益または 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,495	1,382	156	△2,114
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	109.44	95.01	10.59	△142.99
総 資 産 (百万円)	7,188	7,140	6,590	4,450
純 資 産 (百万円)	3,211	5,718	5,877	3,764
1株当たり純資産額 (円)	234.96	387.53	397.64	254.31

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルAIソリューションズ	100百万円	51%	ヘルスケア関連のアプリケーション開発・保守、生成AIによる医療関連情報の利活用事業

(注) 2025年3月27日に設立し、2025年4月30日に株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルとの合併契約を締結いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループはクラウドネイティブ（※1）なエンタープライズシステム（※2）構築に強みを持つ、クラウドインテグレータです。エンタープライズシステムの最大の特徴はデータの永続性が求められることにあり、具体的には信頼性・可用性・保守性・保全性・機密性といった要件の充足が求められます。クラウドインテグレータとはクラウドに特化して情報システムの設計・構築・運用等の全工程を一貫して請け負う事業を意味します。

また、クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービスやSaaS（※3）のサービス展開も進めており、クラウドインテグレータにとらわれない、更なる事業展開を企図しております。

<事業間の関係性>

当社グループは①プロジェクト型サービス（新規システム開発や既存システムのクラウド移行）によってクラウドネイティブなシステムを構築し、クラウドサービスのライセンスの②リセール、③マネージドサービス（保守・運用）を提供いたします。さらに、④SaaSでの事業も展開しております。

各事業の詳細は以下のとおりであります。

① プロジェクト型サービス

プロジェクト型サービスでは、顧客の要件・要望に基づくシステムを新たに開発したり、既存のシステムをクラウドに移行したりするサービスを行っております。

ウォーターフォール（※4）に代表される旧態依然としたソフトウェア開発プロセスでは、設計者が顧客に相談する形で、ソフトウェアの仕様が調整されていきました。この相談の中で顧客の要求により定義された技術仕様は、開発フェーズで開発者が矛盾に気づいたとしても、さかのぼって訂正・修正することは許されませんでした。この前工程にさかのぼって仕様を見直せない開発手法が、開発者から見て合理性のない設計と技術仕様を生み、その矛盾を成立させるための不必要な調整は余分なコストと開発遅延の原因となっていました。

また、開発の上流工程で要件定義を担当する会社と開発の下流工程を担当する会社が別な法人である場合、両社の間に主従関係が生まれ、下流工程の開発者が上流工程で作成されたドキュメントの矛盾に対する指摘を行えないまま開発が進み、ビジネス的には価値の低いソフトウェアが作られてきました。

ウォーターフォール型で開発を進めていた時代の、オンプレミスのシステム基盤は高額で、導入期間も数ヶ月以上の時間を要したため、インフラ機器選定の失敗による損失を回避するため、前工程の要件定義に多大な時間とコストがかけられていました。

これに対してクラウドのシステム基盤は、必要なリソースを従量制で調達でき、不要になったインフラは利用を停止することで即座に廃棄することができます。このクラウドによるシステム基盤調達の柔軟性により、プロジェクト初期段階から実際にシステムが稼働する本番環境に近いインフラ上で、高速に開発を繰り返しながらシステム利用者のユーザーニーズを満たす「アジャイル開発」を実現することができるようになりました。

当社グループのプロジェクト型サービスでは「新規システム開発」「クラウド移行（マイグレーション）」の案件にかかわらず、プロジェクト初期段階から柔軟なシステム基盤の調達と構築を実現しております。この柔軟性のあるシステム基盤を前提に、設計・開発から運用までを一気通貫で提供するクラウドネイティブな開発手法により、期間やコストの増大リスクを低減しております。

旧来型の開発手法（ウォーターフォール）における課題

システムに求められる品質・スピードが高まるDX時代においては、仕様の検討・決定に大きな費用と時間を要する旧来型の開発手法（ウォーターフォール）では、要求水準に達する前に予算上限・納期の限界を迎えるという課題があります。

FIXERにおける開発手法の特徴

クラウドの強みであるスクラップ＆ビルドの容易さを武器に「まず作ってみる」コードファースト（※5）な開発手法を採用しております。フロントローディング型（※6）プロジェクト進行により、後工程での多大な手戻りを抑制しつつ当初予算内で開発を完結してまいります。

② リセール

リセールでは、パブリッククラウドベンダー（主にMicrosoft・一部AWS）や、各種ソフトウェアサービスを提供しているベンダーから、クラウドやソフトウェアライセンスを仕入れ、顧客に販売しております。当社が主要なリセール商材として扱っているMicrosoft Azureに関しては、Microsoftとの契約に基づいて定められた価格にて仕入及び販売を行っております。

なお、リセールは単純な仕入れ・販売を行うだけでは、MicrosoftやAmazonによって日々バージョンアップされるサービスを顧客が取り込めない機会損失の原因になりかねな

いため、最新の技術情報とともに顧客サポートの品質を高め、付加価値の向上に努めてまいります。

③ マネージドサービス

当社グループでは一般的な保守・運用サービスに加え、クラウド環境で発生する課題解決まで対応するマネージドサービスをcloud.configのブランドで展開しております。現在は、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドサービスの設計・構築、24時間365日の運用（監視・障害一次対応）サービスを提供しております。

顧客企業はMicrosoft Cloud Adoption Framework for Azure（CAF）に基づく、高い専門性と豊富な実績により培われた当社マネージドサービスを利用することで、クラウド基盤における典型的な失敗を回避し、車輪の再発明（パブリッククラウドのサービスやOSS（※7）として既に提供されているものや既に構築済みのシステムを、もう一度構築してしまうこと）による無駄なコストを抑止することができます。当社マネージドサービスは、顧客の業種・業態ごとに求められる運用要件を都度サービスとして取り入れ、進化してまいりました。サービス開始当初はWebサイト基盤（Webサイトが稼働する環境）からサービスを開始しましたが、コマーシャル動画配信やソーシャルゲームに求められる大量トランザクション（※8）を処理する可用性・拡張性、金融機関や行政機関に求められるセキュリティといった運用要件を強化してまいりました。

このようにクラウドの特性にあわせて進化した当社グループのマネージドサービスをご利用いただくことで、顧客企業はパブリッククラウドをより効果的・効率的に活用できます。

なお、マネージドサービスはエンタープライズシステムの保守・運用を行う「ストック型」の契約モデルのビジネスであるため、システムのライフサイクルの間、売上を維持・継続することが期待できます。当社グループの専門性を活かしたサポートにご満足をいただき、他システムにもご採用いただくことにより、顧客内売上が拡大していきます。

今後は、インフラ構築・監視・運用の効率性をさらに高めるための自動化、障害によるダウンタイムをさらに短縮するためのAIによる予兆監視等の先端技術の導入を推進してまいります。

④ SaaS

顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化し、高付加価値のSaaSとして提供しております。

現在は、Microsoft Azure上のセキュアなネットワーク環境で駆動し、専用環境で学習・生成を行うエンタープライズ向けAGIプラットフォーム「GaiXer」を提供しています。

また、医療機関向けのAIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」の提供を開始し、現在は退院サマリと看護サマリの提供を行っています。その他の関連システムについても、今後開発と提供を実施いたします。

[用語解説]

- ※ 1 クラウドネイティブ：クラウド化の恩恵を最大限に享受するためのアーキテクチャやシステム開発手法であり、オンプレミスでは不可能な短いサイクルで実装・テストを繰り返し、システムを設計・構築・保守・運用していくための技術を指します。クラウドサービスが登場した当初は、自社サーバーを使用して構築されたシステムを、クラウド上に移設する方式が選択されることがほとんどでした。クラウドが市場に普及・浸透し、はじめからクラウドを利用する想定で設計されたシステムが登場しはじめたことで、従来のシステムやサービスとの区別をするために「クラウドネイティブ」という言葉が用いられるようになりました。
- ※ 2 エンタープライズシステム：顧客管理・販売管理・在庫管理・営業支援・経理処理等の企業の基幹システムのことを指します。
- ※ 3 SaaS：Software as a Serviceの略。ソフトウェアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況指します。
- ※ 4 ウォーターフォール：上流工程から下流工程に進行するプロジェクトでは、水の流れの逆流が起きないのと同様に、前工程に戻らないことを前提とした開発手法を指します。
- ※ 5 コードファースト：データベース項目の設計前に、コーディング（プログラミング）によって項目を定義する手法を指します。
- ※ 6 フロントローディング型：後工程での仕様変更・調整によるコスト増大のリスクを低減するために、プロジェクト初期段階で完成イメージを提示して、品質を向上させる手法を指します。
- ※ 7 OSS：Open Source Softwareの略。利用者の目的を問わず、ソースコードを使用、調査、再利用、修正、拡張、再配布が可能であるソフトウェアの総称です。
- ※ 8 トランザクション：コンピュータシステムにおける、永続的なデータに対する不可分な一連の処理のことを指します。

(8) 主要な営業所（2025年8月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館
四日市事業所	三重県四日市市鵜の森1-4-28 ユマニテクプラザ
名古屋事業所	愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルディング
津事業所	三重県津市羽所町388 津三交ビルディング

（注） 四日市事業所、名古屋事業所、津事業所につきましては支店登記を行っておりません。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社メディカルAIソリューションズ	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館

(9) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減
357名	—

（注） 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
357名	31名増	28.3歳	2.6年

（注） 従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員1名を含んでおりません。なお、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 54,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,798,100株

(注) 発行済株式の総数には自己株式80株が含まれております。

(3) 株主数 4,238名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
松岡 清一	8,970,200 株	60.6 %
北村 健	1,400,000	9.5
株式会社mam	663,300	4.5
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	555,300	3.8
FIXER従業員持株会	245,492	1.7
楽天証券株式会社	175,700	1.2
山下 良久	156,300	1.1
林 充孝	113,600	0.8
株式会社SBI証券	97,520	0.7
Wing 2 号成長支援投資事業有限責任組合	65,500	0.4

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2019年8月29日	
新株予約権の数		2,731個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式	819,300株
新株予約権の払込金額		1株当たり	80円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 資本組入額	82円 41円
権利行使期間		自：2019年8月30日 至：2029年8月29日	
主な権利行使の条件		①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「受託者」）は、新株予約権を行使することができず、かつ、第1回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが新株予約権を行使できる。 ②本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	32個 9,600株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 12,000株 2名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15個 4,500株 1名

- (注) 1. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。
2. 当社は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年8月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年8月29日付で平田実氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第1回新株予約権)という。」)を設定しており、当社は本信託(第1回新株予約権)に基づき、平田実氏に対して、2019年8月30日に第1回新株予約権(2019年8月29日臨時株主総会決議)を発行しております。
3. 本信託(第1回新株予約権)は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対して、その功績に応じて、平田実氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第1回新株予約権3,150個を分配するというものであり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対しても関与時期によって過度に差が生じることなく、同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。
4. 第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第1回新株予約権)は3つの契約(A01からA03)までにより構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名 称	時価発行新株予約権信託
委 託 者	松岡 清一
受 託 者	平田 実
信 託 契 約 日	2019年8月29日
信 託 の 種 類 と 新 株 予 約 権 の 数	(A01) 1,050個 (A02) 1,050個 (A03) 1,050個
交 付 日	(A01) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から6か月が経過した日 (A02) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から2年6か月が経過した日 (A03) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から4年6か月が経過した日
信 託 の 目 的	(A01) に第1回新株予約権1,050個 (1個あたり300株相当) (A02) に第1回新株予約権1,050個 (1個あたり300株相当) (A03) に第1回新株予約権1,050個 (1個あたり300株相当)
受 益 者 適 格 要 件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者のうち、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第1回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者としします。

		第2回新株予約権	
発行決議日		2019年8月29日	
新株予約権の数		488個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式	146,400株
新株予約権の払込金額		1株当たり	80円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 資本組入額	80円 40円
新株予約権の行使の条件		①本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 3,600株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 清 一	—
取締役	磐 前 豪	管理担当
取締役	名古屋 聡 介	名古屋・山本法律事務所 所長
取締役	竹 鶴 孝太郎	日本・スコットランド交流協会 顧問 ニッカウエスキー株式会社 顧問 株式会社ENJIN 顧問
取締役	小 宮 義 則	株式会社IHI エグゼクティブ・フェロー グローピング株式会社 シニアエグゼクティブ アドバイザー 株式会社デジタルブラスト 顧問 株式会社ispace アドバイザー
常勤監査役	本 田 泰 章	—
監査役	梅 本 麻 衣	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 所属 弁護士
監査役	山 本 敬二郎	山本会計事務所 所長 有限会社山本会計センター 代表取締役 リンクタイズホールディングス株式会社 監査役 リンクタイズ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役名古屋聡介、竹鶴孝太郎及び小宮義則は、社外取締役であります。
2. 取締役小宮義則は、2024年11月28日より、当社取締役として就任しております。
3. 常勤監査役本田泰章、監査役梅本麻衣及び監査役山本敬二郎は、社外監査役であります。
4. 監査役梅本麻衣の戸籍上の氏名は、宮原麻衣であります。
5. 当社は、取締役名古屋聡介、竹鶴孝太郎、小宮義則、監査役本田泰章及び山本敬二郎を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役山本敬二郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役会において取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを取締役会にて確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役の報酬に関して、公正性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として取締役報酬制度及び個人別の報酬について審議を行い、取締役会に対してその意見を答申することにより、取締役会の意思決定を補佐いたします。

なお、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社は、人材獲得・維持のための競争力の確保並びに企業の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの観点から、役員の報酬についても、競争力のある水準とすることを基本方針としております。

② 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬（賞与）によって構成されており、社外取締役については、固定報酬のみを支給しております。

・固定報酬

固定報酬の報酬基準額は、外部専門会社が保有する上場企業を中心とした統計データを参考値に、役位及び執行領域範囲に応じ設定しております。

・業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬の業績指標には事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、当期純利益を用いることとしております。業績連動報酬には上限を設け、報酬構成比率は、固定報酬80%、業績連動報酬20%で設定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77 (19)	77 (19)	— (—)	— (—)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	97 (39)	97 (39)	— (—)	— (—)	8 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月17日開催の臨時株主総会決議により、年間500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は3名）と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2021年3月4日開催の臨時株主総会決議により、年間30百万円以内（決議日時点では監査役の員数は3名）と決議されており、各監査役の報酬については、監査役の協議で決定しております。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、「(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について ② 個人別の報酬の額の決定に関する方針」に記載のとおりであります。業績連動報酬の算定に用いた当事業年度の当期純損失は2,120百万円であり、当事業年度の業績連動報酬の支給はありません。

(6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係	主な活動状況
取締役	名古屋 聡 介	名古屋・山本法律事務所 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、会社経営におけるリスク評価への助言を積極的に行い、ガバナンスの強化に貢献しております。
取締役	竹 鶴 孝太郎	日本・スコットランド交流協会 ニッカウエスキー株式会社 株式会社ENJIN 各社もしくは同協会と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、これまでの経験に基づく経営上の助言を行い、社外取締役としての牽制機能を果たしております。
取締役	小 宮 義 則	株式会社IHI グロービング株式会社 株式会社デジタルブラスト 株式会社ispace 各社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	取締役就任後、全ての取締役会に出席し、これまでの行政および民間での幅広い経験と専門性を活かし、経営戦略や重要な意思決定に関する客観的な監督・助言を行っております。
監査役	本 田 泰 章	該当事項はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、会社経営における内部統制を中心とした助言や業務監査を通じて経営の監督を行っております。
監査役	梅 本 麻 衣	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、法務領域における有益な助言を通じ、ガバナンス強化に貢献しております。
監査役	山 本 敬二郎	山本会計事務所 有限会社山本会計センター リンクタイズホールディングス株式会社 リンクタイズ株式会社 同事務所もしくは同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、会計領域における専門性を生かした助言を通じ、監督機能強化に貢献しております。

(注) 取締役小宮義則につきましては、2024年11月28日の取締役就任以降の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24 百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3 ヶ月（2024年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である 2 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定する。
 - 2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役及び使用人に教育を行う。
 - 3) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、役員会議等に報告する。
 - 4) 法令遵守に関し疑義がある行為について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い保存、管理を行う。
 - 2) 取締役及び監査役が必要に応じて当該情報を知り得る体制を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
 - 2) 新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定し、取締役会に諮るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人の職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - 2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - 3) 取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は補助使用人を設置することができるものとする。
 - 2) 補助使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は監査役と協議の上定めるものとする。
 - 3) 内部監査室並びに経営企画部門は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- 1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - a) 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - b) 会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - c) その他当社規程への違反で重大なもの
 - 2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを保障する。
 - 3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役が必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - 2) 監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行う。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑨ 財務報告の信頼性確保のための体制
- 1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - 2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たない。
- 2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士、警察等の外部専門家と連携をと、毅然とした姿勢で対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に従い、原則月に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しており、また、月に2回の執行役員会（経営会議）を開催し、情報を共有する体制を整えております。

監査役は、監査役会を月に1回開催し、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席を通じ監査機能の強化及び向上を図っております。また、内部監査室や会計監査人と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と組織体制強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

なお、内部留保資金は、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤拡充、新規サービス開発のための資金として有効に活用していく方針であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年1回を基本方針としており、期末配当の基準日（8月31日）及び中間配当の基準日（2月末日）の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,144	流 動 負 債	683
現 金 及 び 預 金	3,088	買 掛 金	291
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	767	1 年内返済予定の長期借入金	7
そ の 他	288	未 払 金	181
固 定 資 産	348	未 払 費 用	59
有 形 固 定 資 産	0	未 払 法 人 税 等	1
建 物	0	契 約 負 債	26
車 輜 運 搬 具	0	賞 与 引 当 金	109
工 具、器 具 及 び 備 品	0	そ の 他	6
投 資 そ の 他 の 資 産	348	固 定 負 債	2
投 資 有 価 証 券	53	長 期 借 入 金	2
敷 金	283	負 債 合 計	685
そ の 他	12	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	3,760
		資 本 金	1,214
		資 本 剰 余 金	1,179
		利 益 剰 余 金	1,365
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	1
		非 支 配 株 主 持 分	45
		純 資 産 合 計	3,807
資 産 合 計	4,493	負債・純資産合計	4,493

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	3,980
売 上 原 価	3,498
売 上 総 利 益	482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,212
営 業 損 失	△1,729
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	0
為 替 差 益	0
雑 収 入	6
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	0
雑 損 失	0
経 常 損 失	△1,719
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	
減 損 損 失	335
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	△2,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8
法 人 税 等 調 整 額	56
当 期 純 損 失	△2,120
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△2,117

連結株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,213	1,178	3,483	△0	5,875
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			1
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,117	－	△2,117
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	0	△2,117	△0	△2,115
当期末残高	1,214	1,179	1,365	△0	3,760

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1	－	5,877
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			1
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,117
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	45	45
当期変動額合計	△0	45	△2,069
当期末残高	1	45	3,807

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社メディカルAIソリューションズ

株式会社メディカルAIソリューションズについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結子会社を含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約形態は主に準委任契約、請負契約に大別されます。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 準委任契約

準委任契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。

準委任契約による取引については、顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間やライセンス利用等の役務の提供に応じて収益を認識しております。

② 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、主として期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

208百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

14,798,100株

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

965,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に金融機関借入）を調達しております。また、一時的な余資は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する会社の株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) 1を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	10	9	△0
負債計	10	9	△0

(注) 1 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	53
出資金	0

2 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7	2	－	－	－	－
合計	7	2	－	－	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	9	－	9
負債計	－	9	－	9

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
準委任契約	2,346
請負契約	1,631
その他	2
顧客との契約から生じる収益	3,980
外部顧客への売上高	3,980

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 2. (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	376
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	713
契約資産（期首残高）	832
契約資産（期末残高）	54
契約負債（期首残高）	9
契約負債（期末残高）	26

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に準委任契約に基づくサービスの提供における、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9百万円であります。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、期首残高の数値は個別の前事業年度の数値を記載しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に顧客の要求する仕様に沿ったシステム開発とその運用に関するものであります。

当連結会計年度における残存履行義務に配分した取引価格の総額は55百万円であり、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	254円09銭
1 株当たり当期純損失	143円22銭

重要な後発事象に関する注記

資本提携強化に向けた協議の開始

当社グループは、2025年10月10日開催の取締役会において、話せるメディカル株式会社の株式を取得し、資本関係の強化を目的とした協議を開始することを決議し、同日に話せるメディカル株式会社と基本合意書を締結いたしました。

1. 資本業務提携の経緯及び目的

当社グループは、「Technology to FIX your challenge ～FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する～」をビジョンに掲げ、お客様のチャレンジを実現し、事業価値向上を「FIX（＝成就）」することを喜びとしています。近年では、医療業界における生成AIを活用した医療DXの本格的なご支援をさせていただいております。2025年4月には、オンライン薬剤師相談サービスやDXされた服薬指導に加え、今後さらなる成長が見込まれる分野で活躍する、話せるメディカル株式会社が有する医療分野でのビジネスイノベーション力と成長力、さらに両社の事業上の親和性を感じ、同社と資本業務提携契約書を締結させていただきました。以後、両社の事業開発上の連携などを通じて、相互信頼性と協業における可能性について十分な確認作業を行ってまいりました。そして未来に向けて、両社の資本関係を更に深く構築することで、話せるメディカル株式会社のスピードと弊社エンジニアのアジャイルな開発力をもって両社の企業価値を高めることができると確信したことから、本株式取得に向けた協議開始に至りました。両社の統合により、お客様のチャレンジをさらに成就し、当社の成長を加速し、さらに関連する企業の価値最大化を追求してまいります。

2. 株式取得の方法

当社グループは、基本合意書に基づき、本件株式取得に関する最終契約書締結後に資本提携強化する予定であり、取得の方法、時期及び取得価額については、今後協議のうえ決定いたします。

3. 契約の相手先の名称

名称	話せるメディカル株式会社
所在地	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 1-11 郁文堂青山通りビル 6F
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木下 将吾
事業内容	医療従事者による相談サービス事業の企画・開発・運営・販売
資本金	31百万円

4. 取得する株式の数、取得価額及び取得前後の持株比率

取得する株式数	最終契約書締結に向けた協議において決定する予定であります。
取得価額	最終契約書締結に向けた協議において決定する予定であります。
取得前の持株比率	10.0%
取得後の持株比率	最終契約書締結に向けた協議において決定する予定であります。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,050	流 動 負 債	683
現 金 及 び 預 金	2,991	買 掛 金	291
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	769	1 年内返済予定の長期借入金	7
前 払 費 用	89	未 払 金	181
そ の 他	199	未 払 費 用	59
固 定 資 産	399	未 払 法 人 税 等	1
有 形 固 定 資 産	0	契 約 負 債	26
建 物	0	預 り 金	6
車 輜 運 搬 具	0	賞 与 引 当 金	109
工 具、器 具 及 び 備 品	0	固 定 負 債	2
投 資 そ の 他 の 資 産	399	長 期 借 入 金	2
投 資 有 価 証 券	53	負 債 合 計	685
関 係 会 社 株 式	51	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	0	株 主 資 本	3,763
敷 金	283	資 本 金	1,214
そ の 他	12	資 本 剰 余 金	1,179
		資 本 準 備 金	1,179
		利 益 剰 余 金	1,369
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,369
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,369
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	1
		純 資 産 合 計	3,764
資 産 合 計	4,450	負債・純資産合計	4,450

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			3,982
売 上 原 価			3,498
売 上 総 利 益			484
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,208
営 業 損 失			△1,724
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	4		
受 取 配 当 金	0		
為 替 差 益	0		
業 務 受 託 料	1		
雑 収 入	6		12
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	0		
雑 損 失	0		1
経 常 損 失			△1,712
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益	0		0
特 別 損 失			
減 損 損 失	335		335
税 引 前 当 期 純 損 失			△2,048
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	8		
法 人 税 等 調 整 額	56		65
当 期 純 損 失			△2,114

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,213	1,178	1,178	3,483	3,483
当期変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）	0	0	0		
当期純損失				△2,114	△2,114
自己株式取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	0	0	△2,114	△2,114
当期末残高	1,214	1,179	1,179	1,369	1,369

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	5,875	1	5,877
当期変動額				
新株の発行（新株予約 権の行使）		1		1
当期純損失		△2,114		△2,114
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△0	△0
当期変動額合計	△0	△2,112	△0	△2,112
当期末残高	△0	3,763	1	3,764

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

₁ 其他有価証券

 市場価格のないもの

 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産

 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物 6～18年

 車両運搬具 6年

 工具、器具及び備品 3～15年

3. 引当金の計上基準

 賞与引当金

 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

 役員賞与引当金

 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約形態は主に準委任契約、請負契約に大別されます。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 準委任契約

準委任契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。

準委任契約による取引については、顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間やライセンス利用等の役務の提供に応じて収益を認識しております。

(2) 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを製作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、主として期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	208百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権	7百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	5百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式	80株
--------------------------------	-----

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費及び減損損失	68百万円
賞与引当金	33 //
資産除去債務	45 //
繰延資産	4 //
繰越欠損金	536 //
その他	4 //
繰延税金資産小計	693百万円
評価性引当額（注）	△693 //
繰延税金資産合計	－百万円

（注）評価性引当額が681百万円増加しております。この増加の内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を変更したことによるものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	254円31銭
1 株当たり当期純損失	142円99銭

重要な後発事象に関する注記

資本提携強化に向けた協議の開始

当社グループは、2025年10月10日開催の取締役会において、話せるメディカル株式会社の株式を取得し、資本関係の強化を目的とした協議を開始することを決議し、同日に話せるメディカル株式会社と基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梶野 健
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F I X E Rの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F I X E R及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 島津 慎一郎

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 梶野 健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F I X E Rの2024年9月1日から2025年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見

異なる意見はありません。

2025年10月24日

株式会社 FIXER 監査役会

常勤監査役（社外） 本 田 泰 章 ㊞

監査役（社外） 梅 本 麻 衣 ㊞

監査役（社外） 山 本 敬二郎 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館 2 4 階
TEL : 03-3455-7755 (代)



交通機関

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅 南口から 徒歩約10分
大江戸線・浅草線 大門駅 B 2 出口から 徒歩約12分
新交通ゆりかもめ 日の出駅 西出口から 徒歩約4分
三田線・浅草線 三田駅 A 7 出口から 徒歩約11分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。